

令和4年4月22日 開会
令和4年4月22日 閉会
(臨時第3回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 94 号

令和 4 年第 3 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

令和 4 年 4 月 19 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 4 年 4 月 22 日（金） 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
 - 議案第 50 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町税条例等の一部を改正する条例)
 - 議案第 51 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 議案第 52 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町介護保険条例の一部を改正する条例)
 - 議案第 53 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)
 - 議案第 54 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 55 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 56 号 財産の取得について (大山町立小中学校情報機器追加整備事業)
 - 議案第 57 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号)
 - 議案第 58 号 教育委員会委員の任命について
 - 発議案第 2 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	大 森 正 治
杉 谷 洋 一	近 藤 大 介

吉原美智恵
野口俊明

岡田聰
米本隆記

○応招しなかった議員

なし

第 3 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

令和 4 年 4 月 22 日（金）午前 10 時

議 事 日 程

令和 4 年 4 月 22 日（金）午前 10 時開会（開議）

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 50 号 専決処分の承認を求めることについて
（大山町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 51 号 専決処分の承認を求めることについて
（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 52 号 専決処分の承認を求めることについて
（大山町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 53 号 専決処分の承認を求めることについて
（大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び
不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第 54 号 大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 55 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 56 号 財産の取得について（大山町立小中学校情報機器追加整備事
業）

日程第 10 議案第 57 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 58 号 教育委員会委員の任命について

日程第 12 発議案第 2 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	小 谷 英 介	2 番	西 本 憲 人
3 番	豊 哲 也	4 番	島 田 一 恵

5 番 森 本 貴 之 6 番 池 田 幸 恵
7 番 門 脇 輝 明 8 番 大 原 広 巳
9 番 大 杖 正 彦 10 番 大 森 正 治
11 番 杉 谷 洋 一 12 番 近 藤 大 介
13 番 吉 原 美 智 恵 14 番 岡 田 聰
16 番 米 本 隆 記

欠席議員(1名)

15 番 野 口 俊 明

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀 教育長 ……………鷺 見 寛 幸
副町長 ……………吉 尾 啓 介 教育次長……………前 田 繁 之
総務課長 ……………金 田 茂 之 幼児・学校教育課長 …… 田 中 真 弓
財務課長……………井 上 龍 農林水産課長……………桑 本 英 治
福祉介護課長 ……………池 山 大 司 こども課長……………角 田 雅 人
福祉介護課参事……………藤 田 よう子 税務課長 ……………山 岡 浩 義
観光課長 ……………西 尾 秀 道

午前 10 時開会

○議長(米本 隆記君) 皆様、おはようございます。

開会前に、町民の皆様、『議員と語る会』の開催についてご案内をいたします。
4月26日(火)から28日(木)の3日間、町内3か所の会場で、『議員と語る会』を開催します。

令和4年度予算の概要や少子化問題、空き家対策など、町民のみなさんとの意見交換をおこないたいと思います。

ぜひお誘いあわせて、都合のよい会場へご参加ください。詳しくは各集落の回覧をご覧いただくか、議会事務局へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

次に、議員の皆さんと執行部の皆さんに申し上げます。例年、クールビズへの取り組みが行われているところですが、本町議会におきましては、5月1日から10月31日ま

で、上着・ネクタイの着用は、本人の自由といたしますので、よろしく お願いしたい
と思います。

- 議会事務局（野間 光君）** 互礼を行いますので、ご起立ください。一同礼。着席して
ください。
-

開会宣告

- 議長（米本 隆記君）** ただいまの出席議員は、15 人です。
定足数に達していますので、令和 4 年第 3 回大山町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 議長（米本 隆記君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、6 番 池田幸恵
議員、7 番 門脇輝明議員を指名します。
-

日程第 2 会期の決定について

- 議長（米本 隆記君）** 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（米本 隆記君）** 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。
-

日程第 3 議案第 50 号 ～ 日程第 6 議案第 53 号

- 議長（米本 隆記君）** 日程第 3、議案第 50 号 専決処分の承認を求めることについ
て（大山町税条例等の一部を改正する条例）から日程第 6、議案第 53 号 専決処分の
承認を求めることについて（大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除
及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）までの 4 件を 一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。
- 町長（竹口 大紀君）** 皆さん、おはようございます。
本日の臨時会もどうぞよろしくお願ひいたします。
それでは提案理由の説明をさせていただきます。
議案第 50 号 専決処分をいたしました大山町税条例等の一部を改正する条例につい
ては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が

令和 4 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、早急に大山町税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、住宅ローン控除について、令和 7 年入居分まで 4 年間延長とする等であります。

続きまして、議案第 51 号 専決処分をいたしました大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、早急に大山町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額をそれぞれ引き上げるものであります。

続きまして、議案第 52 号 専決処分をいたしました大山町介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第 1 号保険料の減免措置期間が延長されたことに伴い、早急に大山町介護保険条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

続きまして、議案第 53 号 専決処分をいたしました大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例については、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体を定める省令の改正に伴い、早急に大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、計画の認定期間を 2 年間延長し、課税免除の対象となる特別償却設備の取得期間を 3 年とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） 4 件の提案理由の説明が終わりました。

このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

議案第 50 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 50 号 専決処分の承認を求めることについて

(大山町税条例等の一部を改正する条例)の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(12番 近藤 大介君) 議長、12番。

○議長(米本 隆記君) 12番 近藤議員。

○議員(12番 近藤 大介君) 税条例の専決処分について、1点お尋ねをしたいと思
います。

固定資産税の激変緩和ということでしょうか。商業地については5%以上、税額が上
がるところが特例で2.5%にの上昇になるというようなことのように思いますが、大山
町において、この特例といいますか、特例措置の対象となる土地がどの程度あるかとい
うことについての御説明をお願いします。

○税務課長(山岡 浩義君) 議長、税務課長。

○議長(米本 隆記君) 山岡税務課長。

○税務課長(山岡 浩義君) はい、お答えいたします。

まず、対象となる土地でございますけれども、要件といたしましては、評価額の
60%に達していない現行の評価額のものについて、例年ですと、それは5%、評価額の
5%を上げるものを、今回2.5%を上げるというものでございます。

対象となりますのは、大山町内では、57筆、税額にしますと、5%を2.5%にするこ
とによって、影響としましては税額としては、20万円の減少ということになろうとい
うふうに考えております。

[「了解です」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) そのほか質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(米本 隆記君) 起立多数です。

したがって、議案第50号は承認することに決定しました。

議案第51号

○議長(米本 隆記君) 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(大山町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(10番 大森 正治君) 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） はい。これは、課税限度額を基礎賦課額に係るものが、63 万円から 65 万円、それから後期高齢者支援金に係るものが、19 万から 20 万円に引上げるということは、これあれですよ。課税限度額の引上げになるわけですが、これは国保税の増額につながる、つながるといえるか、増額になる、そういう人が出るということの理解でまずよろしいでしょうか。

○税務課長（山岡 浩義君） 議長、税務課長。

○議長（米本 隆記君） 山岡税務課長。

○税務課長（山岡 浩義君） はい、お答えいたします。

国保税の課税額というものにつきましては、所得割あるいは均等割、平等割をもとに計算するわけですが、多くある場合は、所得の多い方につきましては、税率を掛けてすると青天井ではないということで、ここの項目によりまして、上限が決定すると。その上限を上げるということになりますので、税額が増えるという方は、令和 3 年度の対象者を見ますと、基礎賦課額で 32 世帯、後期高齢者の場合で 42 世帯が増加するというふうを考えております。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） それだけの世帯が増えるということになるわけですが、説明資料によりますとね、それで保険税負担の公平性の確保だとか、それからもう一つが中低所得者層の負担軽減を図るといえるということになるわけですか。ちょっとその意味はよく分かりませんが、分かりやすく説明してください。

○税務課長（山岡 浩義君） 議長、税務課長。

○議長（米本 隆記君） 山岡税務課長。

○税務課長（山岡 浩義君） はい、その説明でございますけれども、所得が多くある方につきましては、本来ですと上限がなかった場合、国民健康保険税を多く納める、いわゆる、もし上限がなかったら青天井に国保税を払っていただく格好になるということでございます。それは、国保の制度としてちょっと忍びないということで上限額が決められております。

ということで、この上限額を上げるということになりますと、国保会計の歳入が増えると。そのところで、高額所得者について負担していただくわけですが、中所得者等々の方は変わりはないので、そうすると、高額所得者が負担をしていただいて、国保全体の収入を増やすということになるということで、中世帯の方のトータルの負担割合というものが少なくなっていくということでございます。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 51 号を採決します。お諮りします。
本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。
したがって、議案第 51 号は承認することに決定しました。

議案第 52 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 52 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町
介護保険条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 52 号を採決します。お諮りします。
本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。
したがって、議案第 52 号は承認することに決定しました。

議案第 53 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 53 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町
地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を
改正する条例）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（14 番 岡田 聰君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聰君） ちょっと伺います。これに町内で該当するケースはどれ
ぐらいございますか。例えば（1）の移転型事業、（2）拡充型事業、それぞれについて、
説明をお願いいたします。

○税務課長（山岡 浩義君） 議長、税務課長。

○議長（米本 隆記君） 山岡税務課長。

○税務課長（山岡 浩義君） はい、この条例に該当する企業はございません。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに 賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 53 号は承認することに決定しました。

日程第 7 議案第 54 号 ～ 日程第 8 議案第 55 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 54 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第 8、議案第 55 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての 2 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 54 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、国において一般職の給与改定に準じ、特別職の職員の給与等の改正が行われたことに伴い、本町においても特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を 0.1 月分引き下げ、年間の支給分を 3.25 月とし、併せて、令和 3 年 12 月に支給した期末手当の 0.1 月分相当額を令和 4 年 6 月支給の期末手当で減額調整するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものとしております。

続きまして、議案第 55 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国において、人事院の勧告に鑑み、令和 4 年度の給与等について改正が行われたことに伴い、本町においても再任用以外の職員について期末手当の支給率を 0.15 月分引き下げ、年間の支給分を 2.4 月とし、併せて、令和 3 年 12 月に支給した期末手当の 0.15 月分相当額を令和 4 年 6 月支給の期末手当で減額調整するものです。

また、再任用の職員について期末手当の支給率を 0.1 月分引き下げ、年間の支給分を 1.35 月とし、併せて、令和 3 年 12 月に支給した期末手当の 0.1 月分相当額を令和 4 年 6 月支給の期末手当で減額調整するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

- 議長（米本 隆記君） 2件の提案理由の説明が終わりました。
このあと質疑、討論、採決を1件ずつ行います
-

議案第54号

- 議長（米本 隆記君） これから議案第54号 大山町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号

- 議長（米本 隆記君） 議案第55号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号

- 議長（米本 隆記君） 日程第9、議案第56号 財産の取得について（大山町立小中

学校情報機器 追加整備事業) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第 56 号 大山町立小中学校情報機器追加整備事業に係る財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

このたび追加整備する小中学校情報機器は、令和 4 年 1 月に議決いただいた予算を執行するもので、3 月 24 日に 5 業者を指名して競争入札を実施した結果、税込み金額 1,051 万 6,000 円で、米子市両三柳 2864—16 株式会社ケイズ、代表取締役 松本啓が落札し、3 月 28 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は令和 4 年 7 月 31 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(米本 隆記君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(6 番 池田 幸恵君) 議長、6 番。

○議長(米本 隆記君) 6 番 池田議員。

○議員(6 番 池田 幸恵君) はい。失礼します。指名競争入札のリストが説明書でついていましたけれども、5 社中 4 社辞退ということになっておりますが、辞退に対して何か要因とか事前に何か申出とか特別なことがあったのでしょうか。

○副町長(吉尾 啓介君) 議長、副町長。

○議長(米本 隆記君) 吉尾副町長。

○副町長(吉尾 啓介君) お答えいたします。4 社の辞退者につきまして確認をいたしましたところ、求めております機器につきましては、特定のアプリケーションソフトを求めておまして、その取扱いがないでありますとか、調達できない、それからこれだけの時間で見積りを整えることはできないといったような理由が挙げられております。

以上です。

○議員(6 番 池田 幸恵君) 議長。

○議長(米本 隆記君) 6 番 池田議員。

○議員(6 番 池田 幸恵君) 説明資料のほうにも、今副町長から説明もありましたけれども、構築済みの大山町の教育委員会の環境へ追加設定することってなっております。やっぱり生徒さん用にまず購入したところを続けてと思うんですけども、やはりこう、なかなかほかの業者が難しいっていう状況が、設定書に追加されているのであれば、今回は随意契約のほうがよかったんじゃないでしょうか。

○副町長(吉尾 啓介君) 議長、副町長。

○議長(米本 隆記君) 吉尾副町長。

○副町長(吉尾 啓介君) 入札を行います時点で、より広く可能性を求めたいというこ

とで試みたという結果でございます。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。はい、そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 57 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 57 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 57 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）

については、3 月 26 日の強風により被害を受けた公共施設の修繕費や、全半壊した園芸施設や畜産施設の復旧にかかる経費の一部を補助する『強風被害園芸施設等復旧対策事業補助金』の新規計上、また、新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な影響を受けている宿泊事業者を支援することを目的として、大山町民、または鳥取県民が町内の宿泊施設を利用する場合の宿泊料の一部を助成する『大山町に泊まろう！宿泊応援事業』の新規計上など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定の歳入歳出予算の総額に 5,982 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 110 億 5,982 万円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） まず観光費、5 ページになります。大山町に泊まろう！宿泊応援事業補助金について、質疑をさせていただきます。

まず印刷製本費、今回、町外の方も対象ということなんですが、町外への配布物も印刷予定でしょうか。

また、もしそうであるのであれば、どういうふうに町外の方に広報をする予定でしょ

うか。

続きまして補助金及び交付金、同じく、この宿泊応援事業ですね。過去にも、宿泊応援事業、類似のものを行っていると思うんですが、その過去の類似事業の反省点、それを踏まえて今後どのように展開する予定かっていうことをお聞かせいただければと思います。直での事業として手配を行うのか、事業者委託などをして行うのか、この辺もう少し説明していただければというふうに思います。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） はい、御質問にお答えいたします。

まず最初に、印刷の部分でございますけども、5万3,000円で6,000部印刷、チラシ予定しております。うち5,200部を全戸配布を考えておりまして、その他は観光局ですとか、県の観光連盟のほうに送付するという形で考えております。広報としましてはホームページ、防災無線、あるいは大山チャンネルを想定しておりまして、その他大山観光局にもPRの協力をしていただきますし、宿泊事業者でも積極的に行っていただきたいというふうに考えております。

続きまして補助金の部分につきましてですけども、過去2回行っております。1回目が令和2年7月から9月の「大山町に泊まって体験無料モニターツアー」ということで行っております。この部分につきまして、反省等々につきましては、ツアーと組み合わせることで様々な体験をしていただくことができたという利点もありましたが、課題としましてツアー調整に委託事業者が非常に苦労したというようなことがあったというふうに伺っております。

続きまして第2回目に行いました「モォーっと応援！大山宿泊キャンペーン」、これは令和3年2月から4月というところで行われましたけども、これにつきましてよかった点としまして、町直営の補助金でありまして、宿泊事業者へのスムーズな経済対策につながったところがよかった点ということで、逆に限ったことにつきまして、町外、あるいは外に向けてですね、そういったところへのPRのところは、少し弱かったのではないかとということが課題として挙げられておりまして、今回、県民に枠を広げたというのはその部分の反省を活かしてということでございます。

それともう一つ、直営か委託かということでございますけども、今回も直営で実施を考えております。以上です。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。印刷の部分ということで、5,200部を全戸配布ということなんです。特に今回、町外の方、県内の方も対象なんですけど、そこに対するPRっていうのは恐らく観光局を通してのPRのみではないかなというふうに思います。せつ

かく事業として、今回事業の目的は宿泊事業者さんを応援するため、このコロナで被害を受けている事業者さんを応援するためだと思うんですけど、それではいまいち PR が弱いのではないかなというふうに感じています。

その辺、もう少し PR していただけないかなというふうに、まあどういうふうに PR しようとしているのか、追加 PR などがあればお聞かせ願いたいですし、あとは、今回は直で行うということで、前回、前々回の問題点、お話いただいたんですが、事業が行われる当日、まだ宿泊事業者に声がかかってないというような課題が、前回、前々回で事業者さんから声として上がってきております。

今回、この事業がスタートする前に、ぜひ困っている宿泊事業者さんに、満遍なく参画の話が行き渡るようにするために、何か考えていることありますでしょうか。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） はい、お答えします。先ほどの PR ということでございますけども、県の観光連盟のほうを通して旅行業者さんとかのほうにも PR ということでいくというふうに考えておりますし、先ほど申し上げましたけども、局、あるいはホームページ等を通じて、あるいは SNS と通じて周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと事業者のほうへの周知ということですけども、現在、商工会さんですとか、旅館組合さんのほうにお話も伺いながらということで、十分その辺り相談申し上げながら周知に努めてまいりたいというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（米本 隆記君） そのほか、質疑ありますか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 2 点質問しますが、1 点目は、先ほどと同じ質問ですけど、大山町に泊まろう！宿泊応援事業についてですけども、この実施期間ですね、これが5月の10日から7月の14日となっております。この期間を設けられたからには根拠があると思いますけども、その辺を説明していただきたいんですが。利用が多いのは結構8月で皆さん行きたいじゃないかなという気がするんですけども、その期間がないわけですけども。仮に、今設定された、計画された期間に申込みがあまりなかった場合、仮の話ですけども、これをさらに、そうした場合には、期間を延ばすというようなことの考えはあるのかどうなのか、という点が1点です。

もう1点は、民生費のほうの、大山西小の児童クラブの備品購入についてですが、備品購入の細かいことが書いてありましたので分かりましたけども、テレビとか洗濯機とか冷蔵庫とか、かなりこの際ですから充実させるのは結構じゃないかなと思います。これによって、ほかの児童クラブのほうとの格差がつきはしないか、もしほかの児童クラ

ブのほうにこういう充実した設備がないなら、それも考えていらっしゃるのか、格差がないようにされるようにするのかどうか、その辺を確認させてください。以上です。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） はい、御質問にお答えいたします。

まずこの事業ですけれども、予算の説明資料ということでお配りしておりますけれども、5月、6月、7月というところが、青い部分では、平成30年ぐらいのところでは、高い数字は出ておりますがこれはゴールデンウィークですとか、夏季の合宿が始まったところでございます、そこを除きますと、この5月、6月、7月というところが、年間通じて閑散期というところで今回の事業としましては閑散期を支援していこうということの事業でございますので、そこで設定させていただいております。その関係もありまして期間のほうにつきましては、現在延長ということは考えておりません。

ただ、いろいろ状況を見ながら、もし必要であれば、増額というようなことはまた議会のほうに御相談申し上げながらということになるかというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○こども課長（角田 雅人君） 議長、こども課長。

○議長（米本 隆記君） 角田こども課長。

○こども課長（角田 雅人君） 失礼いたします。御質問にお答えいたします。

先ほど御質問のありました備品につきましてでございますが、今回の補正につきましては、大山西児童クラブの補正ということで挙げさせていただいております。他の児童クラブ、そのほか子育て施設関係の、例えば子育て支援センター、それぞれにつきましては、現在希望等も聞いておりますので、次回、今後の補正の中で、また必要なものがございましたら、随時挙げていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（米本 隆記君） その他質疑ありませんか。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長、1番。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） 観光交流センターの管理費の件で、質問させていただきます。修繕料ということで道の駅の観光案内版と、石造りの椅子の修繕料ということで330万円、約330万円ですね、が計上されてますけれども、こちらの内容の、金額の細かな根拠ですとか、何にどれぐらい、何にこんなにかかるのかというところをちょっと御説明をお願いします。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） はい、ご質問にお答えします。二つあります。

一つは看板の修繕というところ、もう一つがベンチの修繕というところですが、

ベンチの部分の天板のところの修繕でして、これが税込みで 20 万円幾ばくかというふうに考えておりますけども、大きな部分は看板の修繕でございます。

今回の看板の修繕につきましては、看板の盤面についてのデザインの変更等はあまり考えておりませんが、基本的にはその形のものを修繕ということではありますが、今立っておって壊れたものにつきましては、なかなか今手に入りにくい大きさの太さの木材を使っておったりしますので、今回、擬木ということで変更して修繕を考えておるところです。その部分等が、大きさもなかなか大きいものでございますので、合計でその分かかっていると、それともう 1 点ですけども、腐って今回とるというものではなくして、強風により折損したものでございまして、基礎の部分に撤去するいろんなものがございまして、そこの部分の工事費も含めております。その辺り、合計で 337 万 1,000 円ということで今回計上させていただいているというところでございます。

○議員（1 番 小谷 英介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 1 番 小谷議員。

○議員（1 番 小谷 英介君） はい。こういった場合の考え方の確認なんですけれども、1 住民としての素朴な感覚としては、あそこの看板に、約例えば 300 万円をかけてもう一度作り直すというところに、そんな必要性あるのかなというのが率直に思ったところなんですけれども。例えばこれはもう新設するものではなくて、一度道の駅としてつくったときに、この看板をつくったものでして、実際にそのじゃあこの看板がどれぐらい見られているとか、あるいはこの椅子、どれぐらい利用されているとか、ある程度、今までの状況も把握できていると思うんですけれども、本当にこれが全く同じ仕様で、300 万円、330 万かけて作る、もう一度作り直す必要があるのかどうかという検討は、これは課内でされたんでしょうか。

因みに、看板だけで言いますと、例えば 2 メーター、1 メーターの看板を立てるということ自体には、実際に 50 万円から 100 万円ぐらいの予算で作るような業者はいくらでもあると思いますので、何か特別なこの仕様で 300 万円程度かけて作るというところについて、その必要性などをどのように、課内で検討されて今回、この議案を出してるのかという、考え方をちょっと確認させてください。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） はい、ご質問にお答えします。

まずこれが観光交流センターということで、大山町の観光の窓口に位置する部分ということ、それと実数として把握しているわけではございませんけども、確実にその看板を見ていらっしゃる方もあるわけですし、今回、盤面につきましては例えばデザインの職員のほうでできる小変更として、QR コードを入れ込むですとか、そういうことでは対応を考えております。

そういう先ほど申し上げましたけども、観光の窓口というところで町の全体の御案内をさせていただくという看板は必要だというふうに考えておりました、内容につきましてはまた、今はこれは業者の見積りということもございますので、この予算の中で可能なことはまた考えていきたいというふうに考えておりますけども、本観光課としては、必要なものであるという認識の上で、予算要求しておるものであります。以上です。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） ありがとうございます。

最後に、例えばこの予算決まりましたとなったらこれは入札の対象になるのでしょうか。それとも随意契約になるのでしょうか。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） はい、お答えします。金額からして入札になるというふうに考えております。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 説明書5ページの関係ですけども、3月26日に非常に大きな強風が吹きまして、いろんなところで被害が発生しました。今回の補正予算では、農業関係、ビニールハウスだとか、畜産業、畜舎などの被害に関して3分の2の補助が出るということで、素早い対応でよかったなあとと思うんですけども、この強風の被害では、大山寺など観光関係の事業者の方にも、大きな被害が出ていると聞き及んでおります。こういった観光関係の事業者、商工事業者への強風被害への支援については今どのような形で取り組んでおられるのか説明をお願いしたいと思います。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） はい、御質問にお答えします。

まず観光の部分ではですね、こういった強風被害への補助メニューというのがないということもございます。そして個々的是業、その被害に遭われた事業者におかれまして、資金調達をなされて対応していらっしゃるものというふうに考えております。その結果、いよいよ経営継続が難しくなりつつあるというような情報等がありましたらまた、真摯にお聞きしたいというふうに考えております。以上です。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） まずですね、大山寺など、そういった観光関係、商工

事業者関係の被害がどの程度あったのか、件数だったりとか、大きな被害、どういうものがあつたか、その辺り、観光課把握しておられる様子をまず教えていただきたいのが1点と、それから今、担当課長の説明で、観光関係は補助メニューがないということでありました。農林水産の関係は県の補助があつて県と合わせて補助するということなんですけれども、補助メニューがあるから補助をする、補助メニューがないから補助しないっていうのはどうなんですかね。大山町内の主要な産業の事業者の方が、被害、かなり、聞いておる中では100万円以上の被害が発生している案件もあるようです。補助メニューのあるなしに関わらず、やはりそういった部分、町内の主要産業については、支援を検討していく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺りの考え方、再度お願いします。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） はい、お答えします。

状況についての把握ということでございますけれども、申し訳ございません。今、手元のほうに資料ございませんので、また御提供させていただきたいというふうに思います。その修繕につきましてのメニューということでございますけれども、現在個人対応されていらっしゃるという部分がございます、経営について、厳しいという具体的にお声を、今現在こちらでお聞きしてる場合がございますので、そういうお声を、ありましたらまた、協議、検討のほうさせていただきたいというふうには思います。以上です。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） はい。2点お願いします。

同じく、5ページです。強風被害園芸施設等復旧対策工事費について、まず1点。対応になるものが、実際に出荷するものとか販売目的の利用のものに限られるとあつたんですけれども、例えば牛舎等の中でも、堆肥舎とか道具置場、これから梅雨を迎える時期にあたって大変に影響するものもあると思いますが、その辺りは、今後、何か対応などを考えていらっしゃるのかということと、例えば対応条件で専業農家だけなのか、兼業農家も今後何か考えられているのかっていうことをお願いしたいと思います。

それと、大山町に泊まろう！宿泊応援事業なんですけれども、先ほど課長の説明にこれで3度目という説明がありました。で、コロナで困っているのはやっぱり皆さん多くの方が困られてます。一次産業者も実際そうです。以前からもお願いしていたんですけども、例えば宿泊の補助をするにあたって食材は町内産のものを優先的にお願いするとか、例えば泊まられた方に大山町のPRを担ってもらう、例えば何らかの投稿SNS投稿とか何かしてもらうような考えとか、やっぱり1度で2度おいしい施策にどうにかかしてつなげてもらいたいと思いますが、その辺りの考えをお聞かせください。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） 池田議員さんの御質問にお答えいたします。

補助対象とならない資材置場用のハウスであったり、農機具庫等につきましては、今後も、町としても補助がなかなか難しいというふうに考えております。また兼業、専業のお話がありましたけども、それは関係なく出荷販売されるものが入っているハウスであったり、建物ということで対象としてるものでございますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） はい、池田議員の御質問にお答えします。先ほどの町内産品ということでございましたけども、これはそれぞれの事業者においていろいろとルートがあるものと思っておりますので、お声がけはしたいと思っておりますけども、条件的につけるということは難しいというふうに考えております。

あと、PRということでございますけども、今回につきましては前回のようにSNS等で発信していただくということ、義務づけは行っておりません。ただアンケートとすることで必ずとりまして、それを今後につなげていきたいというふうには考えておりますけども、発信につきましては、泊まられた方のなるべく発信していただくような働きかけができればなというふうには思っておりますけども、要件とはしておりません。以上です。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） まず農林水産費の補助ほうですけれども、兼業農家も対象ということですのでごく補助が少ない兼業農家にとってはありがたい話だと思われま

す。ただ、やはりビニールの破れのみとかも対象外になってはいますが、やはり多くの棟数を持っている農家にとっては、やっぱりビニール代だけと思われるかもしれませんが、5棟、6棟と増えてきますと、膨大なお金になってきますので、またぜひとも善処をしていただければと思います。

それと観光課の大山町に泊まろうのほうですけれども、泊まられる方にはすごくありがたい宿泊事業だと思われま

す。宿泊業者にもいいなと思うんですけれども、やはりもうそれだけでアンケートをとっておしまい。で、じゃあそのアンケートは、どこかに、例えば議員のほうにも、速やかに回ってくるのかということ、なかなか目にする機会が少

いと、結構な金額を使われますので、何か前よりか、せめて一つプラスアルファと考えてやっていていただきたいなと思います。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

先ほど、ビニール資材等の支援についても御検討ということがございました。ビニール資材につきましては、消耗品対応となりますので、今後も補助対応は難しいというふうに考えております。以上です。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） はい、先ほどの件につきましては、今回、新たに県民の方にとということで、枠を広げてございますので、その部分に期待するということを考えております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 58 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 58 号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 58 号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

本案は、池嶋 順子さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

池嶋さんは、昭和 54 年から 4 年間名和小学校教諭として、昭和 58 年から 5 年間大山小学校、そして平成 11 年からは大山西小学校の教頭として児童の教育に情熱を注いでいただきました。現在は、平成 30 年 5 月 12 日より大山町教育委員会委員としてご活躍をいただいているところであります。

令和 4 年 5 月 11 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 12 発議案第 2 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、発議案第 2 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会委員長 杉谷洋一議員。

○議会運営委員会委員長（杉谷 洋一君） 大山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての、提案理由を説明させていただきます。

先ほど議案第 54 号で、執行部から提案された、非常勤特別職の職員の期末手当に関する条例の一部改正についてが承認されましたが、本案も同様に 6 月期の期末手当支給率を現行の 1.675 月から 0.05 月削減し、1.625 月に改正するよう、規定の条例の一部を改正を行うものであります。

なお、令和 4 年 6 月支給する期末手当については、特別措置として、改正後の大山町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条の規定にかかわらず、同条例の規定により算定される期末手当の額から令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、167.5 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 3 項第 2 号及び大山町議会会議規則(平成 17 年議会規則第 1 号)第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

令和 4 年 4 月 22 日提出、提出者 大山町議会運営委員会委員長 杉谷洋一。以上で

す。

- 議長（米本 隆記君） これから発議案第2号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから発議案第2号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（米本 隆記君） 起立多数です。
したがって発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議員（2番 西本 憲人君） 議長。

- 議長（米本 隆記君） 2番、西本議員。

- 議員（2番 西本 憲人君） はい、日程の追加を希望します。

- 議長（米本 隆記君） 休憩します。

午前11時休憩

午前11時4分再開

- 議長（米本 隆記君） 再開します。
それを動議と言いますか、用意はしてあるんですね。

- 議員（2番 西本 憲人君） はい。

- 議長（米本 隆記君） はい、ではそれを提出ください。提出してもらいます。

それを議運で確認しますので、提出していただいたら、暫時また休憩いたします。

書面でも出してもらいます。要件審査します。ですからそれを・・（「今、休憩中だから早く・・」と発言するものあり）いや、開会してます。開会してますから、それを出してくださいということで。いいですか、暫時休憩します。

午前11時5分休憩

午前11時17分再開

- 議長（米本 隆記君） 再開します。

先ほど、2番西本議員のほうから、動議の提出がありましたが、動議の提出を議長として確認させていただきました。

動議の提出をしていただきましたが、要件が満たしておりませんので、これを取り上

げることはいたしません。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。
会議を閉じます。

令和4年第3回大山町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立ください。
一同礼。お疲れ様でした。

午後 11 時 18 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 池田 幸恵

署名議員 門脇 輝明